

公益社団法人日本水道協会関西地方支部事務局 旅費規程

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この規程は、公益社団法人日本水道協会関西地方支部事務局の職員（以下「事務局職員」という。）が旅行する場合の旅費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が業務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいう。
- (2) 管内旅行 鉄道片道50キロメートル未満で日帰り旅行をいう。
- (3) 管外旅行 管内旅行以外の本邦における旅行をいう。

(旅費の支給)

第3条 事務局職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

- 2 前項の規定により、旅費の支給を受けることができる職員が、その出張前に第5条第1項の規定により、出張命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその職員の損失となった金額を旅費として支給することができる。

(出張命令)

第4条 出張は、公益社団法人日本水道協会関西地方支部事務局の組織及び運営に関する規程に定める事務局長（以下「事務局長」という。）の発する出張命令によって行われなければならない。

- 2 事務局長は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては円滑な業務の遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令を発することができる。

(出張命令の変更)

第5条 事務局長は、自ら又は事務局職員の申請に基づき、既に発した出張命令を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には、これを変更することができる。

- 2 事務局長は、出張命令を発し又は変更するには、事務局にて使用する情報システム（電子決裁機能及び電子供覧システムを有した情報システムをいう。）を利用して処理することとする。ただし、そのいとまのないときは、口頭により出張命令を発し又は変更することができる。

(出張命令に従わない旅行)

第6条 事務局職員は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命

令に従って旅行することができない場合には、速やかに事務局長に出張命令の変更を申請しなければならない。

- 2 事務局職員は、前項の規定による出張命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合においては、出張命令に従わない部分の出張に対する旅費の支給を受けることができない。

(旅費の種類)

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、鉄道を除く陸路旅行について、路程に応じ旅費運賃等により支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算することができる。

- 2 支部長都市から支給される通勤手当の対象となる通勤経路を経て出張する場合の旅費は、通勤経路外の旅行区間について現に支払った交通費の実費とする。ただし、通勤経路であっても通勤の目的以外に出張のために回数券を利用する場合及び出張の態様により急行料金等の特別料金を必要とする交通機関を利用する場合等は、その区間の旅費を支給する。
- 3 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く他、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。
- 4 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第2章 出張に係る旅費

(管内旅行の旅費)

第9条 管内旅行の旅費は、現に支払った交通費の実費とする。

(管外旅行の旅費)

第10条 管外旅行の旅費は、次条から第15条までに規定する旅費とする。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃の他、その乗車に要する急行料金
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前2号に掲げるもののほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の1に該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

（船賃）

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号掲げるもののほか、現に支払った寝台料金

（航空賃）

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第14条 車賃の額は、陸路旅行（鉄道を除く。）において実際に使用した公共交通機関の旅客運賃による。ただし、公共交通機関が使用できない等その他のやむを得ない事情により公共交通機関の旅客運賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、現に支払った額による。

（宿泊料）

第15条 宿泊料の額は、別表のとおりとする。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

第3章 雑則

（旅行保険の加入）

第16条 事務局職員は、公益社団法人日本水道協会関西地方支部の負担により、旅行

保険に加入するものとする。

(航空賃の支給条件)

第 17 条 第 13 条に規定する航空賃は、事務局長が業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的に通常の経路又は方法によって旅行し難いと認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給することができる。

(旅費の調整)

第 18 条 事務局長は、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程による旅費を支給した場合にあって、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 事務局長は、事務局職員がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上困難である場合には、当該旅費について必要な調整をして支給することができる。

3 事務局職員が、地方公共団体又は他団体等から旅費の支弁を受けるときは、この規程による旅費は支給しない。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表

| 宿泊料(1夜につき) | |
|------------|--------|
| 甲地方 | 乙地方 |
| 8,700円 | 7,600円 |

備考 この表において、「甲地方」及び「乙地方」とは、それぞれ国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)別表第 1 1 日当、宿泊料及び食卓料の表備考に規定する甲地方及び乙地方とする。